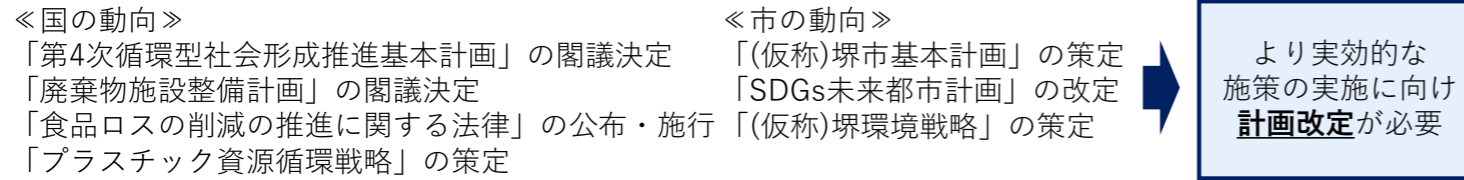


第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改定案)【概要版】

■改定の背景

○「持続可能な開発目標 (SDGs)」、市の上位計画(堺市基本計画・堺環境戦略等)、関係法令等、廃棄物を取り巻く状況の変化への対応

○4 Rに根差した循環型社会の実現に向けて、より実効的なごみ減量化・リサイクル施策の実施等による事業活動や市民生活の全般を通じて、資源の循環的利用を徹底することにより、天然資源の消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型社会」の形成が必要



■改定計画の概要

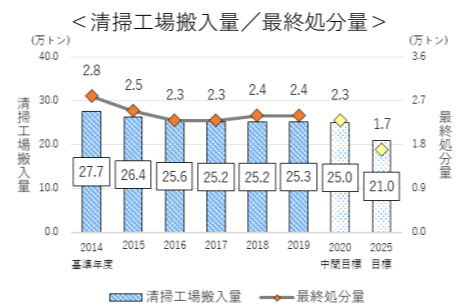
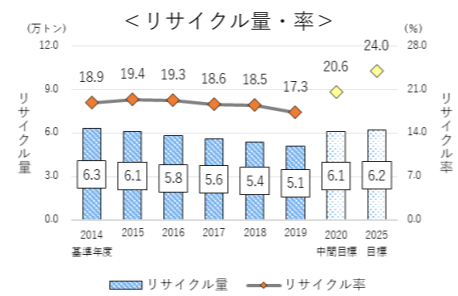
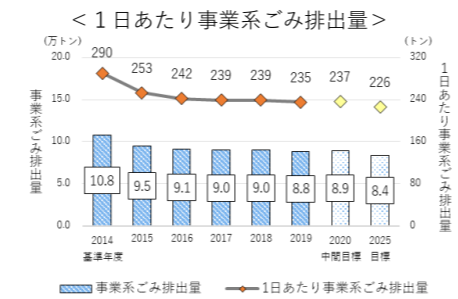
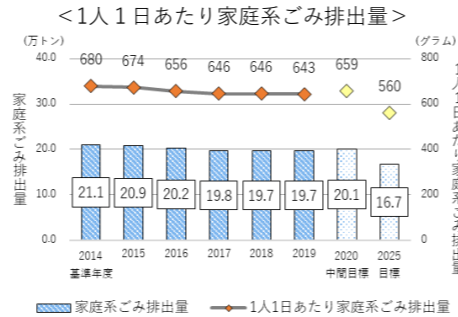
≪位置づけ≫
 廃棄物処理法第6条第1項に基づき、市が長期的な視点にたってごみの排出抑制及び適正処理を進めるための基本的な方向性を定めるもの

≪改定計画期間≫
2021年度～2030年度(2019年度基準年度)
 ※ 2025年度から2030年度へ計画期間延長
 ※ 2025年度に必要な見直しを実施

■ごみ処理の現状と課題

○基本計画に基づく、各種施策の推進により、ごみ総排出量の減量が進み、「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」「1日あたり事業系ごみ排出量」は中間目標を前倒しで達成、「清掃工場搬入量」「最終処分量」も中間目標は達成の見込み

○「リサイクル率」は低下傾向にあるが、ごみの減量化推進がリサイクル量の減量につながるなど、様々な要因により、市民の取組効果が直接反映されない状況



■改定計画目標と取組指標

○改定計画目標

目標項目	2019年度 (基準)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (最終目標)
清掃工場搬入量	25.3万トン	24.1万トン (1.2万トン削減)	22.0万トン以下 (3.3万トン削減)
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	643グラム	628グラム (15グラム削減)	580グラム以下 (63グラム削減)
1日あたり 事業系ごみ排出量	235トン	222トン (13トン削減)	214トン以下 (21トン削減)
分別まちがい率	24.1%	22.5% (1.6%低下)	20.6%以下 (3.5%低下)
最終処分量	2.4万トン	2.2万トン (0.2万トン削減)	2.0万トン以下 (0.4万トン削減)

○取組指標 (施策の取組及び進捗状況の把握)

目標項目	2019年度 (基準)	今後の 方向性
○生ごみに占める「手つかず食品」の割合	19.2%	低下
○生活ごみに占めるリサイクル可能な「その他古紙(雑がみ)」の割合	9.4%	低下
○事業系一般廃棄物減量等計画書の ごみ排出量に占める「再資源化量」の割合	57%※	上昇
○リサイクル率 【事業系一般廃棄物減量等計画書の 報告値を含めない場合】	17.3%	上昇
○リサイクル率 【事業系一般廃棄物減量等計画書の 報告値を含める場合】	27.2%	上昇
○家庭系リサイクル率	16.6%	上昇

※ 2018年度実績

■基本理念・基本方針と主な施策

基本理念：ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」

※太字…重点的に検討・実施すべき取組

基本方針①4 Rのさらなる推進

リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの順に4 Rを推進し、更なるごみの減量化・リサイクルを進めます。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ーリフューズ・リデュースの推進ー | ーリユース・リサイクルの推進ー |
| ◆食品ロスを含む家庭系生ごみの削減 | ◆家庭系古紙類の回収強化 |
| ◆使い捨てプラスチックの削減 | ◆ごみと資源の分別徹底 |
| ◆家庭ごみ有料化の導入の検討 | ◆事業系古紙のリサイクルの推進 |
| ◆事業系ごみの適正排出の推進 | ◆民間事業者と連携したリユースの推進 |
| ◆清掃工場搬入手数料の見直し | ◆各種リサイクル法に基づく推進 |

基本方針②ごみに関わる多様な主体の連携・協働

市民・事業者・ごみ減量等に取り組む市民団体、ごみの処理やリサイクルを行う事業者・行政等、ごみに関わる多様な主体による連携と協働を進めます。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ーごみの減量化・リサイクルに関する情報発信ー | ◆事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信 |
| ◆家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信 | ◆事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信 |
| ー市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進ー | |
| ◆事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備 | ◆事業系食品廃棄物の減量化・リサイクルの促進 |

基本方針③環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制

発生したごみについては、市民の安全・安心を確保したうえで、環境にも配慮しつつ、安定的に収集・処理を行う必要があります。大規模災害時におけるがれき等災害廃棄物の迅速かつ適正な処理も見据えて、環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築を図ります。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ー効率的かつ適正な収集運搬体制の構築ー | ◆事業系ごみ収集運搬体制の見直し |
| ◆家庭系ごみ分別収集運搬体制の見直し | ◆事業系ごみ収集運搬体制の見直し |
| ーごみの適正排出の推進ー | ◆高齢者等排出困難者への対応 |
| ◆ごみの排出方法の周知や指導の徹底 | ◆高齢者等排出困難者への対応 |
| ー安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築ー | |
| ◆中間処理施設整備の推進 | ◆廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用 |
| ◆焼却施設等の適正な維持管理 | ◆災害に強い処理体制の構築 |
| ◆ごみの減量化・リサイクルの推進による最終処分量の削減 | |

(減量化・リサイクル)

○生活ごみの約35%が食品ロスを含む生ごみ等「減量化可能なもの」となっており、中でも「手つかず食品」の割合が年々増加しており、削減に向けた取組が必要

○生活ごみの中に分別収集品目や紙類等「リサイクル可能なもの」が約24%が混入、ごみと資源の分別徹底に向けた取組が必要

○事業系ごみの約61%が「減量化・資源化可能なもの」となっており、減量化・リサイクル促進に向けた積極的な取組が必要

(収集運搬)

○事業系ごみの約16%が産業廃棄物となっており、一部事業者に対して、清掃工場における搬入物検査を強化するなど適正処理の推進が必要

○高齢化が進むことを見据え、ごみ出し支援の更なる充実やわかりやすい分別・排出方法など高齢者への対応が課題

(中間処理)

○東工場第二工場と臨海工場の2工場体制でごみ処理を行い、東工場第一工場で補完的に処理しているが、第一工場は稼働から40年以上経過しており、今後の長期的な稼働が困難な状況

○市の清掃工場では近年稼働率の高い状況が継続(高稼働率の解消が課題)

○大規模災害時に備え、焼却施設の分散配置、災害廃棄物処理を見据えた処理能力の確保が必要